

○財務省告示第七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成三十年十二月五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成三十一年一月十一日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記

利付国庫債券（十年）（第三百五十二回）

二 発行の根拠

の法律及びその
財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政

運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する

法律（平成二十四年法律第一百

一号）第三条第一項並びに特別

会計に関する法律（平成十九年

法律第二十三号）第四十七条第

一項及び第六十二条第一項

社債、株式等の振替に関する法

律（平成十三年法律第七十五号）

以下「振替法」という。）の規定

の適用を受けるものとし、その

振替機関は日本銀行とする。

価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）、価格競

争入札と同時に行われる入札で

あつて、価格競争入札において

定められた利率をその利率と

し、価格競争入札において募集

の決定を受けた各申込みの応募

三 振替法の適

用等

四 発行方法

六

イ

発

入 価 入 価
札 格 行 札 格
発 競 行 発 競
行 争 額 行 争

ロ

札 非
発 競
行 争
入

ハ

行 争 非 者 特 国
入 価 ・ 別 債
札 格 第 参 市
発 競 I 加 場

額 千 は き 第 十 金 し 三 債 要 億 つ 定 う 億 額
 で 利 第 一 項 の 規 定 に 基 づ いて 額 千 百 六 十 万 円
 千 三 百 十 万 円 同 法 第 十 二 条
 は 、 額 面 金 額 四 千 四 百 十 六 億 六 十 万 円
 き 発 行 し た 利 付 国 債 に つ いて
 第 十 七 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ いて
 十 万 円 一 兆 四 百 七 十 四 億 二 千 二 百
 金 額 一 付 国 債 に つ いて 額 千 二 百
 し た 利 付 国 債 に つ いて 額 千 二 百
 三 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ いて 額 千 二 百
 債 の 発 行 の 特 例 に 関 する 法 律 第 三
 億 七 百 六 十 万 円 財 政 運 営 に 必
 つ い て は 、 額 面 金 額 千 五 十 二
 定 に 基 づ き 発 行 し た 利 付 国 債 の
 う ち 財 政 法 第 四 条 第 一 項 の
 億 円 金 額 一 兆 七 千 九 百 三 十 二

十 十		九 八		七		二		ハ		ロ		イ		二							
イ 一		振 額 最		払 込 金		行 争 非 者 特 国 債 市 場		行 争 非 者 特 国 債 市 場		札 発 行 入		札 発 行 入		行 争 非 者 特 国 債 市 場							
入 札 発 行	価 格 競 争	行 行	行 行	替 単 位	低 額 面 金	行 入 札 発	争 入 札 発	非 入 札 発	者 入 札 発	特 入 札 発	国 入 札 発	札 入 札 発	非 入 札 発	入 入 札 発	行 入 札 発	争 入 札 発	非 入 札 発	者 入 札 発	特 入 札 発	国 入 札 発	
銭 以上 の それ ぞれ の 応募 価格	額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円 二 十 二	平 成 三 十 年 十 二 月 五 日	す る 。	の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 面 金	五 万 円	三 千 二 百 七 十 六 億 千 七 百 万 円					四 千 六 十 五 億 千 三 百 七 十 五 万 円	五 億 三 千 三 百 三 十 三 万 円	万 円	一 兆 七 千 九 百 七 十 六 億 百 五 十 四							特 別 会 計 に 関 す る 法 律 第 四 十 七
																					条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し
																					で 三 千 二 百 六 十 八 億 円
																					た 利 付 国 債 に つ い て 、 額 面 金 額

二 十 十 十 十
十 九 八 七 六

払 者 入 払 元 償 償
込 札 場 利 還 還
期 参 所 金 還 還
日 加 支 支 額 限

平 財 日 額 平 利
成 務 本 面 成 子
三 大 銀 金 四 を
十 臣 行 額 十 支
年 か 百 年 払
十 ら 円 九 う
二 通 に つ 月 °
月 知 き 二
五 を 百 十
日 受 円 日
者 け 者